

盛岡市市民協働推進指針

～盛岡が盛岡らしく在り続けるために，

さまざまな主体が積極的にまちづくりに参画する
“市民協働”を推進します～



中の橋のハンギングバスケット



グラウンドワークによる公園作り



東日本大震災周年行事「祈りの灯火」

盛岡市ではこれまで、市民参加のまちづくりの先進都市として注目され、盛岡らしいまちづくりを進めてきました。一方、担い手不足などに伴う地縁団体の持続的な活動展開に対する不安や、NPOに対する適切な支援体制の構築など、市民との協働によるまちづくりを進めるうえでの新たな課題も生じています。

このような状況を踏まえ、市民等と市が共通した認識のもとに市民協働によるまちづくりを進めていくため、「盛岡市市民協働推進指針」を策定しました。

1 市民協働とは？

市民活動を行うものと市が、社会的な課題の解決や「盛岡のまちづくり」など、共通の目的に対して高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場で連携・協力し合うことを『市民協働』と定義します。

2 協働のまちづくり

盛岡のまちづくりは、かつて「盛岡方式」と呼ばれるほど市民主導型のまちづくりの先進都市として、全国から注目されてきました。

今日の盛岡の街並みや眺望は、盛岡らしい景観や自然環境を大切にしようという市民の大きな力に支えられて、守り育てられてきました。 →

4 市民協働による活動の事例

私的活動		市民活動	
A 市民等が自らの責任と主体性により、独自に行う領域		B 市民等が中心となり、市の協力を得て行う領域	
(例) ・ 家族旅行 ・ 趣味の活動	(例) ・ 近所の環境美化 ・ 町内会での運動会や敬老会	(例)  ★開運橋の花壇整備	 ★地域での防災訓練（避難誘導訓練）
		 ★資源集団回収	 ★子育てサロン
その他の活動事例 ★町内会の街灯設置 ★市民協働推進事業 ★盛岡芸術祭 ★防犯活動推進事業 ★体育の日記念事業 ★盛岡市子ども会スポーツ大会 ★御所湖周辺統一清掃 ★100万人のキャンドルナイト ★不法投棄現場の清掃ボランティア ★福祉マップ作成事業 ★ひとり暮らし高齢者等の見守り活動 ★地域ねこプロジェクト ★もりおか三大麺普及促進事業 ★「絆の輪」プロジェクト ★花苗配布事業 ★アドプト制度による河川・水路・市道管理 ★いしがきミュージックフェスティバル ★志波城まつり ★もりおか郷土芸能フェスティバル ★明るい選挙の推進			

市

民

3 市民協働の三原則

このようなまちづくりの取り組みが、後の昭和45年岩手国体の成功に大きく貢献することとなります。

これからも、盛岡が盛岡らしく在り続けるために、市民の皆さんと市が共に連携・協力していく『市民協働』をさらに推進していきます。

自主性・自律性の尊重

市民協働に取り組むそれぞれの主体が、お互いの自主性・自律性を尊重します。

対等・相互理解

市民協働に取り組むそれぞれの主体が、対等な立場に立ち、お互いを理解し合います。

情報の共有

市民協働に取り組むそれぞれの主体が、お互いが持つ情報を共有します。

行政活動

C

市が中心となり、市民等の協力を得て行う領域

(例)



★啄木祭（実行委員会）



★被災3県児童チャレンジ・キャンプ



★トラック貸出による市道の除排雪



★短歌甲子園（啄木ゆかりの地で歌を詠む）

その他の活動事例

- ★行政評価に係る市民ワークショップ
- ★男女共同参画情報紙「あの・なはん」の編集
- ★災害時要援護者避難支援事業
- ★ライフライン事業者等との見守り協定
- ★産業まつりなど物産展
- ★盛岡市農業まつり
- ★河川・水路の維持管理
- ★もりおか映画祭
- ★違反広告物簡易除去
- ★市民植（育）樹祭
- ★フラワーバスケット事業
- ★厨川駅前などの自転車駐車場管理
- ★公園緑地等管理
- ★コミュニティセンター管理
- ★グラウンドワークによる公園整備
- ★オオヤマザクラまつり
- ★成人のつどい実行委員会

D

市が自らの責任と主体性により、独自に行う領域

(例)

【総務分野】

- ・消防

【財政分野】

- ・税の賦課徴収

【市民生活分野】

- ・国民健康保険
- ・ごみの収集・焼却

【保健福祉分野】

- ・介護保険
- ・生活保護

【産業分野】

- ・企業誘致

【都市整備分野】

- ・市道の整備・管理
- ・上下水道の施設整備

【教育分野】

- ・学校の設置
- ・文化財の保護・活用

協

働

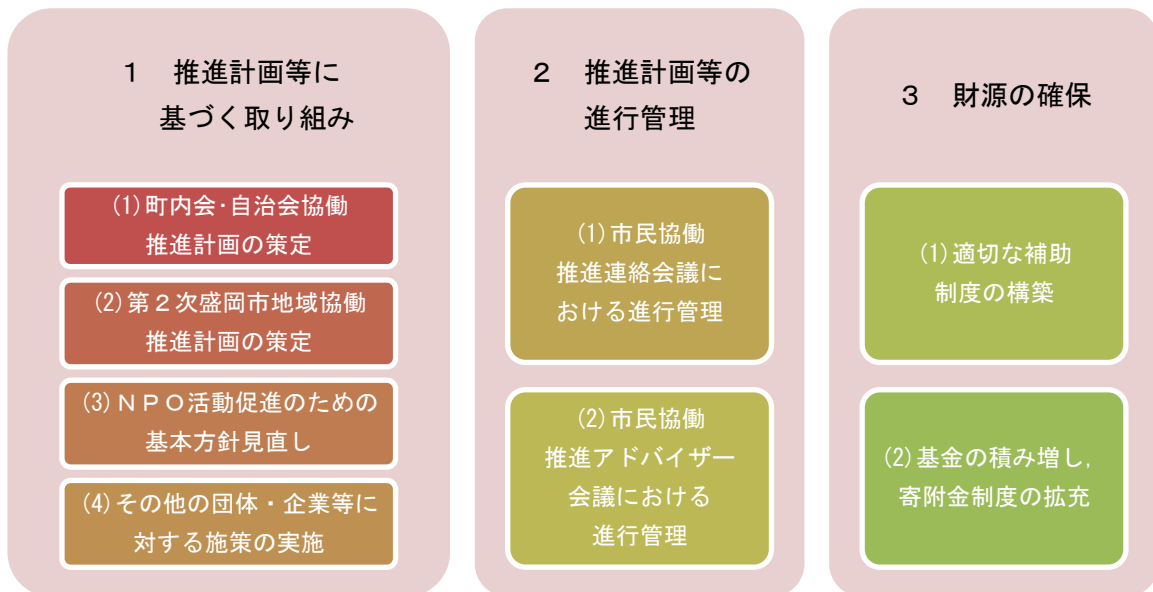
5 市民協働の基本方針

市が取り組む基本的な方向性を「市民協働の基本方針」として次のとおり定めます。

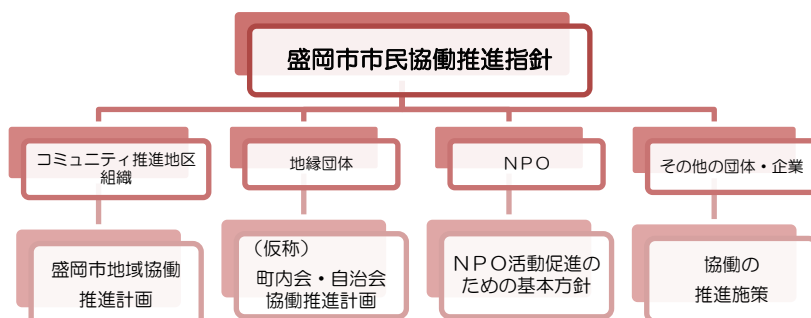
基本方針	・施策の方向性
1 制度の充実	<ul style="list-style-type: none">・町内会・自治会等との協働：新たな総合補助金制度の創設，非常勤職員のあり方の見直し検討・コミュニティ組織との協働：地域協働の促進のための情報提供・相談の実施，組織に関する市の制度の見直し・NPOとの協働：ニーズに応じた支援・その他の団体，企業との協働：公益活動推進のための環境の醸成，地縁団体へ協力の呼びかけ
2 拠点機能等の充実	<ul style="list-style-type: none">・拠点機能の充実：（仮称）市民協働推進地区センター等の設置，地域担当支援職員による支援，地区活動センター等との連携，情報共有・市の組織の充実：市内部での情報共有施策の調整等，市民協働推進主任の各課配置
3 職員の意識改革と能力開発	<ul style="list-style-type: none">・研修や業務を通じた資質向上と能力開発・市民活動への積極的な参加
4 市民意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">・先進的な取り組み事例の紹介等・児童や生徒に対する意識の醸成

6 計画的な市民協働の取り組み

指針に定める取り組みを着実に実行していくため，次のことに留意しながら進めることとします。



7 推進計画等の体系



平成 26 年 3 月

盛岡市 市民部市民協働推進課

〒020-8530

岩手県盛岡市内丸12番2号

TEL 019-651-4111(代表)

URL <http://www.city.morioka.iwate.jp/>

E-Mail kyodo@city.morioka.iwate.jp